

#### 資料4 補助制度の概要

事業	対象	補助金額
耐震診断（木造住宅）	①昭和56年5月31日以前に建築されていて、昭和56年6月1日以降に増築されていないもの ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されていて、平成12年6月1日以降に増築されていないもの	①耐震診断に要する経費で、市が算出した額の2/3かつ88,000円を限度 ②耐震診断に要する経費で、市が算出した額の2/3かつ44,000円を限度
耐震補強（木造住宅）	①昭和56年5月31日以前に建築されていて、昭和56年6月1日以降に増築されていないもの ②昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されていて、平成12年6月1日以降に増築されていないもの	①耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の4/5かつ115万円を限度 ②耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の4/5かつ58万円を限度
耐震診断（マンション）	下記のいずれの条件にあてはまること ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造のもの ・2以上の区分所有者が存する建築物で、区分所有者が現に居住する住宅戸数の割合が、専有部分の合計戸数の2分の1以上であるもの ・管理組合が耐震診断を実施することについて、区分所有法第3条若しくは第65条又は第52条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する集会の決議を行ったものであること。	・予備診断 耐震診断に要する費用の3分の2以下かつ、1棟につき3万4千円を限度 ・本診断 耐震診断に要する費用の3分の2以下かつ1戸につき4万円とし、1棟につき100万円を限度
耐震補強リフォーム（木造住宅）	昭和56年5月31日以前に建築され、それ以降に増築されていないもの	リフォームに要する経費のうち、市長が適当と認める経費の1/10かつ10万円を限度

事業	対象	補助金額
耐震シェルター設置（木造住宅）	昭和56年5月31日以前に建築され、それ以降に増築されていないもの	<p>下記の合計金額かつ25万円を上限額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震シェルターの設置及びその設置に伴う建築士による工事監理に要する経費のうち、市長が適当と認める経費の1/2かつ15万円を限度</li> <li>・リフォームに要する経費のうち、市長が適当と認める経費の1/10かつ10万円を限度</li> </ul>
危険コンクリートブロック塀除却	道路に面する危険コンクリートブロック塀	<p>下記の合計金額かつ合計25万円を上限額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塀の除却 除却に要した費用の1/2または10,000円/mの低い額</li> <li>・除却後の緑化 市が算定した額の1/2</li> <li>・除却後のフェンス等の設置 要した費用の1/2かつ15,000円/mの低い額</li> </ul>